

[事案23-31] 契約無効確認・既払込保険料返還請求

・平成23年12月21日 裁定終了

<事案の概要>

信託銀行を窓口として契約した変額年金保険につき、銀行員（募集人）の不実告知と無面接を理由に、契約の取消しと一時払保険料の返還を求めて、申立てがあったもの。

<申立人の主張>

平成18年3月に加入した変額年金保険について、平成23年に解約返戻金額を照会すると、一時払保険料1000万円を下回っていた。契約時、募集人が、「契約から5年経過後の解約返戻金は、払込保険料の105%の最低保証がある」と説明したので、そのような商品であると誤信して契約したものであること、申込時に面接したのは妻で、自分は無面接であったことから、契約を取り消し、一時払保険料を返還してほしい。

<保険会社の主張>

以下のとおり、適切な募集が行われていたと判断されることから、申立人の請求に応じることができない。

- (1) 募集人はパンフレット等を使用して、中途解約時の元本割れの可能性を含めて、商品内容、運用リスク等の重要事項について説明し、適正な取扱いをしている。
- (2) 申込書兼告知書には申立人の署名・捺印がなされており、記入内容に問題はない。

<裁定の概要>

裁定審査会では、申立人の主張の法的な根拠は、不実告知による取消し（消費者契約法4条1項1号）、および錯誤による無効（民法95条本文）を主張するものと解し、申立人および保険会社から提出された書面並びに申立人夫婦および募集人からの事情聴取の内容にもとづき審理した。

審理の結果、下記の事実が認められるので、申立人の主張には理由がなく、申立内容は認められないことから、指定（外国）生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第37条にもとづき、裁定書をもってその理由を明らかにして裁定手続を終了した。

(1) 無面接の主張について

募集人が申立契約の説明をした相手について、申立人夫婦と募集人の事情聴取における陳述は異なるが、募集人は、契約者と面接するのが通常であること、申立人は、「保険商品のご提案にあたって」に署名しており、この書面は、通常、勧誘前に作成されるものであること、募集人において、申立人と面接せずに申立契約の申込みを受けなくてはならないような急ぐ事情が窺えないことからすると、申立人夫婦の陳述のみで、募集人が申立人に面接しなかったと認定することは困難と言わざるを得ない。

仮に申立人との面接がなされていなかったとしても、申立人は、妻に全て任せていた旨を陳述しているので、無面接が契約の効力に影響することはない。

(2) 不実告知の主張について

- ①申立契約の勧誘にパンフレットが使用されたことは、申立人夫婦も認めるところであり、変額年金保険は、パンフレット等の資料なしに説明することは困難と言わざるを得ず、通常、勧誘はパンフレット等に則してなされる。募集人が、パンフレット等の記載から明らかな事柄について、その記載と異なる説明をすることは通常考えられないので、本件においても、募集人は、パンフレットの内容に則した一通りの説明を行ったと推認す

るのが合理的といえる。

- ②パンフレットには、申立契約の内容について記載されており、それによると、契約日の5年経過後から一定額を引き出すことができ、20年間の引出保証年額の受取総額については払込保険料の105%が最低保証されることが記載されている。しかし、申立人が募集人から説明を受けたと主張する、契約から5年経過後の解約の場合に、払込保険料の105%が最低保証される旨の記載はない。また「保険商品のご提案にあたって」には、勧誘商品は、保険商品で、預金と異なり、元本保証はない旨が記載され、申立人が確認したということで、自署している。
- ③以上からすると、特段の事情がない限り、募集人が、申立人の主張する内容の説明を行ったと認めることはできない。

【参考】

消費者契約法4条（消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示の取消し）

1項 消費者は、事業者が消費者契約の締結について勧誘をするに際し、当該消費者に対して次の各号に掲げる行為をしたことにより当該各号に定める誤認をし、それによって当該消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示をしたときは、これを取消することができる。

1号 重要事項について事実と異なることを告げること。当該告げられた内容が事実であるとの誤認
民法95条（錯誤）

意思表示は、法律行為の要素に錯誤があったときは、無効とする。ただし、表意者に重大な過失があったときは、表意者は、自らその無効を主張することができない。